別表十七（三の三）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の７第１項（特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第１項（特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「$(6)\times\frac{(11)\text{又は}(12)}{(8)+(9)+(10)}$　(13)」の欄は、租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合にあつては「又は(12)」を消し、同法第66条の６第４項又は第68条の90第４項の規定の適用を受ける場合にあつては「(11)又は」を消すこと。

3　「(11)と(13)のうち少ない金額又は(12)と(13)のうち少ない金額　(14)」の欄は、租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項の規定の適用を受ける場合にあつては「又は(12)と(13)のうち少ない金額」を消し、同法第66条の６第４項又は第68条の90第４項の規定の適用を受ける場合にあつては「(11)と(13)のうち少ない金額又は」を消すこと。

4　平成元年４月１日前に開始した事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第109号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第１項（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定の適用を受ける同項に規定する課税対象留保金額に係る租税特別措置法第66条の７第１項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第68条の91第１項に規定する個別控除対象外国法人税の額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年３月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合にあつては、「(11)と(13)のうち少ない金額又は(12)と(13)のうち少ない金額　(14)」とあるのは、「(13)の金額　(14)」として記載すること。

5　内国法人が租税特別措置法第66条の９の３第１項（特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の３第１項（特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。